

|      |  |
|------|--|
| 項目   | 2 リニア中央新幹線静岡工区問題について   |
| 答弁者  | 難波副知事  |
| 質問要旨 | <p>J R東海を指導する目的で、昨年4月に始まった国の有識者会議は、大井川水資源問題に関する12回の議論を経て、ようやく次回の第13回会議において、中間報告を取りまとめる方向性が示された。</p> <p>しかし、有識者会議では、水資源問題だけでなく「中央新幹線建設工事における大井川水系の水資源の確保及び自然環境の保全等に関する引き続き対話を要する事項」、いわゆる「47項目」全てを議論することとなっているが、残る生物多様性については、現在、県の専門部会で論点整理が行われている段階であり、有識者会議で議論に入るまでにはまだまだ時間を要することが容易に推測でき、有識者会議の終わりをいまだ見通すことはできない。</p> <p>県とJ R東海の対話が膠着したことから、国が主導して始めた有識者会議であるが、現在の日本で最高レベルと考えられる有識者が集まり、何回もの議論を重ねながら、J R東海の説明は、県民の不安を払拭するわかりやすいものとなっていない。</p> <p>このように対話がなかなか進捗しないことで、静岡県がリニア中央新幹線事業に反対しているとの誤解に繋がっているとも考えられる。リニア中央新幹線静岡工区問題の対話が進まない原因はどこにあるのか、また、今後、県としてどのように対応するのかを伺う。</p> |

<答弁内容>

リニア中央新幹線静岡工区問題についてお答えいたします。

平成30年10月、J R東海が「トンネル湧水の全量戻し」を表明したことにより、始まった県とJ R東海の対話につきましては、議員御指摘の通り、決して円滑に進んでいるという状況ではありません。

対話が進まない原因はどこにあるのかという御質問についてですが、その原因は、対話がかみ合わない個別の論点といういわば表に出ている原因にではなく、その根底、奥底に何があるかを見ることが重要だと思います。県としては、対話が進まない根底は、リニア中央新幹線のルート決定、工事实施計画認可という早い段階における環境影響評価が十分ではなく、その後もJ R東海が環境影響評価法や県条例の基本的考え方を十分に理解することなく、その手続を進めようとしていることにあると考えています。

環境影響評価法第3条には、国等の責務が規定され、このように記述されています。すなわち、国、地方公共団体、事業者及び国民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減その他の環境の保全についての配慮が適切になされるように、それぞれの立場で努めなければならない、とさ

れています。

このように、環境影響評価は、環境影響を回避・低減することを基本としています。また、その手続の適切かつ円滑な実施、それによる環境影響の回避、低減等が適切になされるよう、地方公共団体や県民も加わっていると言えます。静岡県は、これらのことを理解し、環境影響評価手続に参加しています。JR東海は、これらへの理解が十分ではなく、また、国の環境影響評価法に接続する形の静岡県環境影響評価条例に基づく手続は、付加的と理解しているような発言がしばしばありました。

JR東海の環境影響評価の実際の内容ですが、平成25年9月にJR東海が作成した環境影響評価準備書に対して、環境大臣及び国土交通大臣から、「環境保全について十全の取組を行うことが、本事業の前提である。」あるいは、「河川流量の減少は河川水の利用に重大な影響を及ぼすおそれがある。水系への影響の回避を図ること。」などの厳しい意見が出されました。また、知事からは、「トンネル湧水の全量戻し」をはじめとする南アルプスの自然環境と大井川の水環境を保全するための万全の措置を講じること等の意見を出しました。

それらの意見が出されたものの、JR東海は、環境影響を回避、低減する努力を十分に行わず、「トンネル工事及び鉄道施設の存在による地下水の水位への影響は、静岡県内のトンネル区間全般としては小さい。」また「事業の実施による影響の程度は小さく、重要な魚類の生息環境は保全されると予測する。」などという環境影響評価書をまとめ、平成26年10月に工事实施計画は認可されております。

しかし、最近のJR東海の説明では、「地下水位は局所的に300メートル以上低下する。」あるいは「流量の減少や枯渇が生じて、動植物の生息・生育環境が著しく変化したり、消失したりする可能性がある。」などとされています。これらは、当初の環境影響評価とは異なる内容であり、当初の評価が不十分であったことを証明するものとなっています。

また、議員から御指摘がありましたように、国の有識者会議においても1年8ヶ月にわたり議論がされておりますが、未だに水利用の問題に関して、中間報告の取りまとめに至っていない。このこともJR東海の当初評価が十分ではなかったと証明しています。

このように、JR東海が影響の回避、低減に正面から取り組むことなく、環境影響評価手続を進めようとする姿勢が、対話が進まない根底の原因です。このような姿勢を続けるのであれば、流域住民をはじめとする県民の皆様の理解を得ることはできません。

JR東海は、環境影響の回避、低減を求める地域の皆様の心配、懸念を十分理解し、自分が分かる論理・説明ではなく、県民や地域が分かる論理・説明となるよう、真摯に取り組んでいただきたいと思います。

県といたしましては、県民の皆様の不安が払拭されるよう、引き続きJR東海と対話を尽くしてまいります。

以上であります。